

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部男女共同参画担当 (06-6208-9156)
処分担当名	男女共同参画担当
処分の名称	大阪市立男女共同参画センターの使用許可
概要	センター施設の使用については、指定管理者の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例第6条及び第7条
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 公安または風俗を害するおそれがないこと ○「公安または風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般道徳観念をいいます。 ○次の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安または風俗を害するおそれがあると認められる場合 <p>(2) 建物または附属設備を損傷するおそれがないこと ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な取扱いによりマイク、スピーカー等の音響設備及び映写設備等を損傷する場合 ・旗さお等を振り回して壁、照明器具などを損傷する場合 ・その他建物または附属設備を損傷するおそれがある場合 <p>(3) 管理上の支障がないこと ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整等施設の管理を行う上での支障をいいます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険のある場合 ・多数の申請者の利用を調整する必要があるためその結果（抽選、先着順）として許可できない場合 ・男女共同参画センターが事業等に使用することを予定している場合 ・その他、管理上支障がある場合 <p>(4) その他不相当と認められる事由がないこと 上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不相当とされる場合がある。</p>
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	—
提出先	指定管理者もしくは男女共同参画担当
提出時期	随時
提出方法	申請書及び使用料を提出してください。
手数料	使用料は申請の種類によって異なります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	男女共同参画センター各館もしくは男女共同参画担当
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/shimin/
備考	